

会員事業者各位

2014/6/5

(一社) 日本木造住宅産業協会

「木住協 土台廻りの耐久性向上に係る措置」について

木優住宅設計施工基準第1条に規定された「木優住宅」の基礎の立ち上がり部分の高さが、地上部分で400mm未満となる場合は、下記に掲げる措置（1および2）を行うこと

1. 基礎外周部に犬走り・排水溝・砂利敷き等を設けること  
(雨水の排出・防湿措置が適切に行われていること)
2. 土台に接する外壁の下端に水切りを設け、かつ次のいずれかの防腐・防蟻上有効な措置を行う。(北海道及び青森県にあつては防腐処置のみ)

イ. 土台に防腐防蟻効果の高い処理を行う

土台にK3相当以上の防腐・防蟻処理（北海道又は青森県の区域内に存する住宅にあつては、構造用製材規格等に規定する保存処理の性能区分のうちK2以上の防腐処理（日本工業規格（JIS）K1570に規定する木材保存剤又はこれと同等の薬剤を用いたK2以上の薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。））が施されていること

ロ. 土台に耐久性の高い樹種を用いる

構造用製材規格等（注1）に規定する耐久性区分D1の樹種のうち、ひのき、ひば、べいひ、べいすぎ、けやき、くり、べいひば、台湾ひのき、ウェスタンレッドシーダー、こうやまき、さわら、ねずこ、いちい、かや、インセンスシーダー若しくはセンベルセコイヤによる製材又はこれらにより構成される集成材等が用いられていること

(注1) 構造用製材規格等：製材のJAS、枠組壁工法構造用製材のJAS

「木住協 土台廻りの耐久性向上に係る措置」保険申込時の追加添付資料について

2014/6/5  
 (一社)日本木造住宅産業協会

基礎立上り高さ	木優住宅 設計施工基準	瑕疵保険 設計施工基準	保険申込時の追加添付資料
400mm以上	○ (適合)	○ (適合)	・特になし
300mm以上 400mm未満	※1 (不適合 追加措置必要)	○ (適合)	※1「木住協 土台廻りの耐久性向上に係る措置について」(写し)
300mm未満	※2 (不適合 追加措置必要)	※2 (不適合 追加措置必要)	※2「木住協 土台廻りの耐久性向上に係る措置について」(写し) ※2「設計施工基準第3条に係る結果通知書」(写し)

平成 26 年 6 月 13 日

技3通 14-003

## 設計施工基準第3条に係る結果通知書

一般社団法人 日本木造住宅産業協会 御中

株式会社 住宅あんしん保証

技術管理部



平成26年6月5日付で申請のあった「木住協 土台廻りの耐久性向上に係る措置」については、下記2. に掲げる部分が「あんしん住宅瑕疵保険設計施工基準」に適合していませんが、申出内容の審査の結果、同基準と同等の性能を有するものであることを確認いたしましたので通知いたします。

### 1. 対象工法

一般社団法人日本木造住宅産業協会による「木住協 土台廻りの耐久性向上に係る措置」において、同協会に登録された会員事業者にて施工するもので、かつ、定める木優住宅設計施工基準および図面等に準じて施工されたもの。

### 2. 第3条申出に基づき審査を行った部分

雨水の浸入防止する部分のうち、次に掲げる部分。

#### (1) 基礎

- ① 基礎の立上り部分の高さは、地上部分で 300 mm以上とする。(第6条第3項)

### 3. その他

- ・ 審査を行った部分の他は「あんしん住宅瑕疵保険設計施工基準」に準拠することを条件とします。
- ・ 審査を行った部分に変更があった場合は、この書面の効力を失うものとします。
- ・ 保険契約申込みの際には通知書の写しをご提出ください。

注意)この通知書は、大切に保管しておいてください。